2　検定基準 生物学的製剤 （略） （削る） （略） （削る） （略） （削る） （略） （削る） （略） （削る） （略） （削る） （略） （削る） （削る） （削る） （略） （削る） （略）	2　検定基準 生物学的製剤 （略） 乾燥ガスえそウマ抗毒素 生物学的製剤基準の乾燥ガスえそウマ抗毒素の条の3.2.1に規定する試験法によるものとする。 （略） 乾燥ジフテリアウマ抗毒素 生物学的製剤基準の乾燥ジフテリアウマ抗毒素の条の3.2.1に規定する試験法によるものとする。 （略） 乾燥はぶウマ抗毒素 生物学的製剤基準の乾燥はぶウマ抗毒素の条の3.2.1に規定する試験法によるものとする。 （略） 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 生物学的製剤基準の乾燥ボツリヌスウマ抗毒素の条の3.2.1に規定する試験法によるものとする。 （略） 乾燥まむしウマ抗毒素 生物学的製剤基準の乾燥まむしウマ抗毒素の条の3.2.1に規定する試験法によるものとする。 （略） 乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子 生物学的製剤基準の乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子の条の3.4に規定する試験法によるものとする。 （略） pH４処理酸性人免疫グロブリン 生物学的製剤基準のpH４処理酸性人免疫グロブリンの条の3.6に規定する試験法によるものとする。 （略） 抗HBs人免疫グロブリン 生物学的製剤基準の抗HBs人免疫グロブリンの条の3.6及び3.7に規定する試験法によるものとする。 乾燥抗HBs人免疫グロブリン 生物学的製剤基準の乾燥抗HBs人免疫グロブリンの条の3.6及び3.7に規定する試験法によるものとする。 ポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリン 生物学的製剤基準のポリエチレングリコール処理抗HBs人免疫グロブリンの条の3.3、3.6及び3.7に規定する試験法によるものとする。 （略） 乾燥濃縮人α_1－プロテイナーゼインヒビター 生物学的製剤基準の乾燥濃縮人α_1－プロテイナーゼインヒビターの条の3.7に規定する試験法によるものとする。 （略）